

最低制限価格制度実施要領 新旧対照表

改正後 (H30.4.1改正)	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 最低制限価格制度は、設計額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。）が2億円以下の<u>総合評価落札方式を適用しない</u>工事に係る入札に適用するものとする。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成23年7月15日(以下「施行日」という。)から施行する。 2 改正後の第3条第2項および第4条第2項ならびに別表の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。 3 施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札の手続に必要な行為は、施行日前においても、改正後の第4条および第5条第2項の規定の例により行うことができる。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成25年6月10日(以下「施行日」という。)から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 最低制限価格制度は、設計額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。）が2億円以下の工事に係る入札に適用するものとする。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成23年7月15日(以下「施行日」という。)から施行する。 2 改正後の第3条第2項および第4条第2項ならびに別表の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。 3 施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札の手続に必要な行為は、施行日前においても、改正後の第4条および第5条第2項の規定の例により行うことができる。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成25年6月10日(以下「施行日」という。)から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p>

最低制限価格制度実施要領 新旧対照表

改正後 (H30.4.1改正)	改正前
<p>1 この要領は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成28年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要領は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</u></p>	<p>2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成28年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p>